

第155回山梨県開発審査会

議事録

- 1 日時 : 平成28年9月26日(月) 午後2時00分～午後3時00分
- 2 場所 : 山梨県庁防災新館408会議室
- 3 出席者 : 八巻会長、河村委員、荻野委員、石井委員、清水委員
- 4 事務局 : (山梨県) 総括課長補佐、まちづくり推進企画監、甲府駅南口周辺計画・開発担当職員
(中央市) 都市計画課職員
(甲斐市) 都市計画課職員
(昭和町) 都市整備課職員
- 5 次第
 - (1) 開会
 - (2) 出席確認
 - (3) 議事
 - (4) 閉会
- 6 会議に付議した事案
 - (1) 市街化調整区域における開発許可申請等【非公開】
 - ・ 1号案件
 - (2) 山梨県開発審査会付議案件の特例的運用案件の見直し(「既存建築物の建替」の追加)について【非公開】
 - (3) 特例的運用の処理報告について【非公開】
 - ・ 1～6号案件

7 議事の概要

1 市街化調整区域における開発許可申請等について

【第1号審査案件 社会福祉施設】

- 会 長 それではまず、第1号審査案件の審議を行います。
 事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは事務局より説明させていただきます。概要説明書の1ページをご覧ください。
- (概要説明書を説明)**
- 委員の皆様には、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 会 長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等ある方はよろしくお願
 い致します。いかがでしょうか。
- 委 員 雨水を水路に流すということでしたが、問題ないでしょうか。なお、下水道はど
 うなっているのでしょうか。
- 事務局 雨水は隣接地の水路に流し込む計画になっております。申請地につきましては下
 水道供用開始区域になっております。
- 会 長 それでは、他にご質問、ご意見等ある方はよろしくお願
 い致します。
 それでは、私からよろしいでしょうか。5ページの計画平面図の駐車場スペース
 が広く、従業員用や来訪者用の駐車場で利用されると思いますが、この周辺は住宅
 街であることもありますが、交通の安全の留意点はあるのでしょうか。
- 事務局 駐車場の収用台数は職員用駐車スペースが14台、利用者の家族が来訪されます
 ので、来訪者用駐車スペースが10台になっております。通行については西側が市
 道認定されており幅員約6m強であります。その道路は生活道路であり、大型車
 が通ることはありません。この従業員の通勤者であれば、十分余裕がある道路幅に
 なります。

会 長

ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。

それでは、無いようでございますので、本案件を許可することを承認される委員の方は、挙手をお願いいたします。

(各委員の挙手)

それでは本案件を開発審査会として承認することといたします。

〔2〕 山梨県開発審査会付議案件の特例的運用案件の見直し（「既存建築物の建替」の追加）について

会 長

では、次に山梨県開発審査会付議案件の特例的運用案件の見直しについて、事務局より提案があるとのことですので。

事務局より説明をお願いします。

事務局

(特例的運用案件の見直し（「既存建築物の建替」の追加）を説明)

会 長

ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等ある方はよろしく願い致します。

(資料の) 表の法第34条第1号から第10号、第13号の方は県の運用基準に適合すると開発審査会の議を経ずに許可して報告の必要がないとなっておりますが、表の法第43条の方は今後、変更するとしても県の運用基準に適合していれば、開発審査会に議を経ずに許可した後、報告案件として取り扱うことでよろしいのでしょうか。

事務局

開発審査会の議を経てとなっており、事後報告になりますが報告させていただくこととなります。

会 長

法第43条は許可基準の(ハ)が抽象的であり、具体的に何㎡とか記載されていませんが、この点については左側の法第34条の敷地面積1,000㎡以下とか基準にしていこうということですか。

事務局 基本的には面積だけでなく、他の基準、例えば自己業務用であるとか関係法令に関連しているとかすべての基準に合致するものについては同じ扱いにしたいということになります。

会 長 いかがでしょうか。運用を見直しするということで必要性があるか、認める許容性があるかとかそのような視点でみなければならないと思いますが、おそらく必要性の観点については（資料の）1 ページの課題の今後、少子高齢化による学校の統廃合や社会福祉施設の需要の増加により、そのような案件は増えていくということでしょうか。許容性という観点からいうと、開発行為を伴う新築は開発審査会の議を経なくてよいとなっているのに、既存建築物の建替えは開発審査会の議を経なくていいのではないかということという観点からだと思います。

事務局 そうなります。

会 長 それでは、無いようでございますので、ただいまの内容について、当審査会として了承してよろしいでしょうか。

それでは山梨県開発審査会付議案件の特例的運用案件の見直しについて、開発審査会として了承することといたします。

3 特例的運用の処理報告について

会 長 それでは次に特例的運用の報告になります。
事務局から説明をお願いします。

【第1～6号報告案件】

会 長 ただいま事務局より6件の報告案件につきまして、説明がありました。これらにつきまして、ご意見ご質問等ありましたらお願い致します。

よろしいでしょうか。

それでは、特に無いようであれば、以上をもちまして今回予定の議事を終了さ

せていただきます。

スムーズな議事の進行にご協力いただきありがとうございました。それでは事務局にお返しいたします。

8 その他

司 会 八巻会長、ありがとうございました。

その他として、次回開催についてではありますが、今後の審議案件の状況によりますが、今のところ12月を予定しております。開催日時、場所につきましては、決定次第、連絡させていただきます。

本日の審査会の、議事録署名委員に指名された、河村委員、荻野委員におかれましては、後日、事務局が議事録をお持ちしますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただいたうえ、長時間にわたりご審議していただき、誠にありがとうございました。

9 閉会

司 会 以上をもちまして、第155回山梨県開発審査会を、終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。